

第六十八回国会 参議院文教委員会會議録第六号

(二八五)

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)
午後一時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

大松 博文君
久保田 藤麿君
楠 正俊君
宮之原 貞光君
安永 英雄君

金井 元彦君
志村 愛子君
内藤 三郎君
永野 鎮雄君
濱田 幸雄君
二木 謙吾君
宮崎 正雄君
秋山 長造君
片岡 勝治君
鈴木 美枝子君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原 幽香子君
加藤 進君

國務大臣

文部大臣

政府委員

文部政務次官
文部大臣官房長
文部省初等中等
教育局長
文部省管理局長
事務局側
常任委員会専門
員

高見 三郎君
渡辺 栄一君
井内 慶次郎君
岩間 英太郎君
安嶋 彌君
渡辺 猛君

説明員

大蔵省主計局主
計官 青木 英世君

本日の會議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護
学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大松博文君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護
学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議
題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。
○内田善利君 私は、当委員会でも前回にも質問し
たことがございますが、中学校に行けない生徒に
ついてまず最初にお伺いしたいと思います。

現在、全国で中学校の未修了者はどれくらいお
りますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どものほうでもな
かなか数字的につかみにくいわけでございますが、

けれども、十五歳以上で、旧制の小学校あるいは国
民学校あるいは新制の中学校を卒業しておらない
者と申しますのは、これは推計でございますが、
五十七万人ぐらゐというふうに推計をいたしてお
るわけでございます。

○内田善利君 前回質問しましたときに、前宮地
初中局長は、中学校未修了者については関係官庁
と連絡をして未修了者が絶無になるように持って
いくよう血の通った施策を講じたい、そういった
意味のことを言われまして、本来の義務教育、こ
れを一そう充実して、夜間中学は廃止する方向
に持っていくのがやはり本筋だと、まあそのとお
りだと思えます。そして、高齢の未修了者に対し
ては生涯教育の観点からも今後の研究課題とした

い、このように答弁いただいておりますが、
その後どのような研究がなされたか、お聞きした
と思います。

この五十七万人の実情調査ということは非常に
困難かと思えます。また、文部省としては、本来
の義務教育を一そう充実して、本来の本筋じゃ
ないということですから、非常に消極的なことも
わかりますけれども、今後の研究課題としたいと
いうことですが、どのような実情調査が行なわれ
ているか、年齢別あるいは理由別等がありましたら、
お伺いしたいと思います。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま先生御指摘
になりましたように、その問題につきましましては、
たいへん重要な問題でございますので、方向とし
ましては前局長からお答え申し上げたとおりでござ
います。ただ、私といたしましては、中教審の
答申もございまして、生涯教育ということが非常
に重要になってまいりましたわけでございます。した
が、いままで、ある意味の生涯教育ということであ
るという方々の教育もとらえていったらどうかとい
うような気が強くするわけでございます。

なお、ただいまお尋ねがございました就学の猶
予または免除を受けまして就学しなかった場合、
あるいは家庭の貧困、親の無理解、病気、学校さ
らい、そういうふうなことで長期欠席をしており
ます者の内訳を調べてみますと、これは四十五年
度でございますが、学校基本調査によりまして、
学齢生徒の〇・一%、人数にいたしまして約五千
人が就学の猶予・免除を受けております。また、
学齢生徒の〇・六%、人数にいたしまして約三万
人が長期欠席をいたしております。このうち、病
気によるものが五七・一%、学校さらいによるも
のが二八・五%、家庭の貧困によるものが四・三
%、その他が一〇・一%、そういうふうな調査が
ございます。

なお、四十六年度に夜間中学校の生徒につきま
して中学校をなぞ修了しなかったかという理由を
尋ねてみた結果が出ておりますが、それによりま
すと、貧困が三一・五%、欠損家庭が一四・二%、
学校さらいが一三・一%、病弱等が一〇・一%、
そのような数字になっております。

○内田善利君 学齢期でありながら未就学という
のがどのようになっておるか。いまおっしゃった
のは、夜間中学に行っている生徒で中学を修了し
なかったパーセントだったように思うのですが、
五十七万人のうち、未就学の学齢期の児童、これ
はどのようになっておるか、また、その原因は何
か。いま答弁がありましたのは、現在夜間中学に
行っている生徒によって調査された結果だと思ひ
ますが、五十七万人の中で学齢期が来ておりなが
ら未就学の児童はどのようになっておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 五十七万人の内訳と
申しますのは、五十七万人自身が推定でございま
してその理由を明らかにすることができないわけ
でございますが、ただいまお答えしました四十五
年度の学校基本調査、これは就学の猶予・免除、
あるいは長期欠席、そういうものの原因別の内訳
を申し上げたわけでございます。もう一度申し
上げますと、病気によるものが五七・一%、学校
さらいによるものが二八・五%、貧困によるもの
が四・三%、その他一〇・一%、こういう数字に
なっております。

○内田善利君 この中には、学校さらいが一八%、
それから病気が五七%と、貧困がわりに少なく
四・三%となっておりまして、病弱児童が非常に
多いということが考えられるわけですが、こう
いった児童に対する今後の対策、これはどのよう
に考えておられますか。

○政府委員(岩間英太郎君) ここで病気によると
申しますものの中には、いわゆる特殊学校あるい

は特殊学級の対象となるものが多いの数を占めておられると思われまゝ。したがって、そういうものに対しては、これは特殊教育の場が教育の方法などにつきまゝでまづまづからでございませぬ点が数多くございまして、その点で、はたしてその程度によりましては教育がうまくやっているとかがどうかという点がまだ明らかでない点がございまして、その点につきましては、国立教育研究所あたりでこれからじみじみに研究を続けていくということが一つの方法であると思ひますけれども、しかしながら、その対策がわからないからそういう子供たちをほうっておいてよろしいということにはならないわけでございまして、私どもとしては、計画的にそういう子供たちを收容できるような学校あるいは学級というものを増設してまいらうというのが基本的な態度であるというふうに考えております。

○内田善利君 いま、夜間中学は、全国で何校で、在学生徒は何人か、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 以前には二十一校というふうにお答えを申し上げておつたと思ひますけれども、この四月から二十四校にふえております。したがって、生徒の数も千四百四十名というふうに加増をいたしております。

○内田善利君 こういった夜間中学は本来望ましい姿ではないわけですが、現実的には非常に充実した学校もありますし、こういった学校に對する文部省としての施策はどのように考えておられるわけですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 夜間中学が設立されました当初は、貧困というふうな理由がおもで、しかも、当然昼間の中学校に通わなければならない子供たちがかなり入つておつたという実態がございまして、最近になりましてからは、御案内のとおり、九〇%以上がもう学齢を過ぎた方でございます。したがって、私どもは、夜間中学の存在理由と申しますか、使命と申しますか、そういうものにつつましては、先ほど先生も御指摘に

なりましたような生涯教育というふうな観点からもう一度考え直してもいいのじゃないかというふうな気がいたしてゐるわけでございまして、そういう意味から申しますと、学齢相当の子供たちは、これはできるだけ昼間の中学校のほうに就学させるように私も努力をしなければならぬ、もし貧困が理由でございまして、私どものほうで最大限の援助はしていかねばいけないだろうというふうに考えるわけでございまして、しかし、学齢を過ぎた方、これは現実には職場を持っておられると思ひますし、そういう中学校を卒業してございまいしうけれども、就職の意欲を持っておられる方につきましても、これは正面から取り組んでもよろしいのじゃないかという気が最近はやつとしてゐるわけでございまして、したがって、私ども、そういうふうな方向で問題を検討していきたいというふうに考えてゐるわけでございまして。

○内田善利君 いまおっしゃる通りに、九〇%以上が、老齢者というか、学齢期を過ぎた方々が入学しておられることとありますから、いま言われるように、いろんな資格をとりたいということもあると思ひますし、向学心に燃えて夜間中学に入つて資格をとりたいという老齢者といふか、学齢期を過ぎた希望者が多いと、このようにとられるわけですが、そういったことでまた何か文部省としては正面から対策を講じていきたいということですが、最近、墨田区の夜間中学で、年齢制限をして希望者を入れたかつたということがあるように聞いておりますが、こういった具体的事実がありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) この問題については私も特に聞いておらないのでございすけれども、推測いたしますと、学齢生徒をなるべく排除しようということかと考えておつたのでございす。したがって、ただいまの先生の御指摘でございまして、そういうことではなさそうでございます。したがって、私どもは、先ほどから申し上げました

ように、生涯教育というふうな観点からできるだけ好意的に扱うようにすべきではないかというふうなことを考えてゐるわけでございまして。

○内田善利君 私は、やはり何らかの理由で中学卒業できなかった、そういう方々が五十七万人もいらつしやるわけですから、そういった方々に対する義務教育というものを実施する方向へ持つていかないと、このようになつてく希望があつても年齢制限によつて入学を拒否するということになつてしまふと、このようになつてく希望があつても、文部省としても、消極的な姿勢でなくて、本来は違法だといふような考え方でなくて、そういった希望者に対する何らかの方策を講じていたいただきたい、このように思ひますが、文部大臣、いかがでしよう、こういった方策について。

○國務大臣(高見三郎君) 本来望ましい姿でないというお答えを前々からおるようでありましてけれども、私は、本来望ましい姿じゃないという考え方に若干の疑問、抵抗を感じておるのであります。と申しますのは、生涯教育という観点から考えますと、夜間中学校の青年学級の就学者が非常に多いということを考えますと、と、むしろ、夜間中学はできるだけ多くつくつて、できるだけ多く收容してあげてを考へるべきである。ただ、家庭が貧困だとかいう経済的な事情による問題については、これは政府が責任をもつて考へるべきことであつて、就学の便宜をはかつてなるべく昼間の中学校へ收容するということであるべきではないか、こう考へておるのであります。私は、むしろ、夜間中学へ向学心を持つてお進みになるという方が、また、そうしなければならぬ事情をお持ちになつてゐる方が、数多くあると思ひます。たとへば、国家試験なんかを受けます場合に、義務教育修了の資格がなければ国家試験を受けさないと例があつて、早い例で申し上げますと、住み込みのあんまさんなどは小学校を出ただけでいつの間にか年をとつてしまひます。国家試験を受けるに

は中学校を出ておらなければ受けれないという場合があります。これらの人々についてはむしろ積極的に夜間の中学に行かせるというのを考へてあげることが一番親切な方法ではないだろうか、私はかような考え方に立つておられて、本来望ましい姿ではないとは考へておりません。むしろ、望ましい姿であると思へるわけであります。

○内田善利君 それじゃ、夜間中学を充実して、今後学校教育法にのつとてがっちり夜間中学をやつていただきたいと、そのように思ひます。そうして、できるだけ本人たちの希望によつては昼間の中学校に行かせる、このようにしたいと、文部大臣のそういった趣旨のお話であつたと受け取つてよろしいですね。

それでは、夜間中学の対策費として昭和四十六年は二百三十九万調査費が使われておるわけですが、この調査費はどのような任務といひますか性格といひますか、どういう目的でどのように使われたのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど先生から御指摘がございまして、夜間中学校の中身といたしまして、指導のしかたその他も学齢者を対象とするしかたとある程度違つたやり方でやらなければいかぬ場合もございまして、また、生徒指導などにつきましても特別にくふうが要するということが、そういうことにつつまして望ましいあり方の研究をお願いするというための費用でございまして。

内訳を申し上げたほうが性格がよくわかるかと思ひますが、調査研究校の謝金、それから学校医・学校歯科医の謝金、事業所あるいは家庭訪問の費用、教師と生徒の懇談会の教師の旅費、学校・事業主・家庭の連絡会議の会議費、教師・生徒の懇談会の会議費、教師・生徒の懇談会の生徒の宿泊費、それから諸検査用紙購入費、健康診断実施費、個人記録表製作費等で、中身をのぞいていただきますと大体的傾向はおわかりと思ひますけれども、私どもは、夜間中学の特殊性、特別な性

格に注目をいたしまして、その望ましいあり方の研究を委嘱するというふうなことを考えておるわけでございます。

○内田善利君 いま具体的にわかったわけですが、昭和四十七年度はどのようになっておりますか。昭和四十七年度でも同じようになさるおつもりですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたのは昭和四十七年度の予算の中身をちよつと申し上げたわけでございます。金額も三百七十七万七千円と増額をいたしまして、新しく事業所・家庭訪問費、生徒教師の懇談会の会議費、そういうものを新規の項目として加えたわけでございます。

○内田善利君 四十六年度は二百三十九万、四十七年度は三百七十七万、こういうことで、先ほど中身はお聞きしたわけですが、どうも夜間中学対策費として計上しないとおかしいというふうな感じがするわけですが、先ほど大臣からお話がありましたように、向学心に燃えた、また、中学校で資格をとりたい、そういった人たちがたくさんいらっしゃるわけですから、そういう人たちが学業につけるようにしてあげるといふ意味では、もっとも具体的には学校として充実していくように、また、夜間中学もどんどんふやしていきたいという御意向でございますから、その点は具体的に措置をしていただきたい、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生からのお話もございましたし、また、大臣からお答えいたしましたとおり、夜間中学につきましてもはいぶ新しいやり方で進んでいかなければいけないのじゃないかというのを痛感するわけでございます。したがって、そういう線に沿ひまして、ただいま先生から御指摘いただきましたような点を検討いたしまして、これからの予算の要求あるいは作成等につきましては努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○内田善利君 最後に、もう一度文部大臣にお伺いしますが、夜間中学を法的に認められる方向で行かれるわけですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 格別に現在法的な手当てをしなくても、実際に私もが考え方をききましてそれに対処すれば十分ではないかというふうな考えをしておりますけれども、その点もあわせて検討させていただきたいというふうに考えます。

○内田善利君 法的には認められないけれども、夜間中学を充実するような方向に持っていく、こういうことですか、その辺がよくわからないんですが。

○政府委員(岩間英太郎君) 法的に認められないということではなくて、現行法の中で夜間中学の存在というものは認められてもよろしいのじゃないかというふうな考えのもとに今後いろいろな施策をやつてまいりたいということでございます。格別に法律を改正しなければ夜間中学の存在というものが認められないということでもなさそうなお答え申し上げたわけでございます。

○内田善利君 何だかはつきりしないのですが、ただ、先ほどから申し上げますように、また、答弁いただきましたように、五十七万人の未就学児童がおられるわけですから、そういう人たちが中学の授業を受けられるような方向に持っていくっていただきたいと思ひます。高齢者のために入学を拒否されるというふうなことがないように、文部省としてもそのように指導し、助言をしていただきたい、そのように思ひます。

次に、僻地教育について、これも過去に何度か質問したわけですが、財政上いろいろ問題があることは十分承知しているわけですが、きょうは僻地における教職員の問題について二、三お伺いしたいと思ひます。どこの県でもそうだと思いますけれども、僻地教育こそ非常に大事なことでと思うのですけれども、こういう僻地に、優秀なといひますか、僻地教育に熱意を燃やしておられる教員を

確保するような方法をどのようにして講じておられるか、まずお聞きたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 僻地の教員の問題につきましても、これは、私も、まず人事管理の問題ではないかというふうに考えておるわけでございます。ある先生が僻地を御希望になつて僻地に長い間御勤務になるということ自体、これはたいへんありがたいことではございませんけれども、しかしながら、大部分の先生は、むしろ僻地に行かれるよりは都会に近いほうの学校に行きたいというのを希望するといふふうな実態がございます。これは、いい悪いは別にいたしまして、そういう実態があるということは事実でございます。したがって、僻地に優秀な先生を確保するといふためには、人事管理によりまして、僻地に勤務すれば優遇されるというわけで、そういうような道を講ずる。そのために、特別昇給という制度も設けていくわけでございます。あるいは、僻地の学校に必ず一回先生は行つていただくというふうなルールと申しますが、そういうふうな人事管理の面での配慮というものが優秀な先生を僻地に得るためには一番効果的な方法ではないかというふうに考えているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、僻地で教育をされたいということはたいへん御苦勞なことではございますけれども、そういう方々に対しては、特別昇給とか、教員住宅でありますとか、その他あらゆる面で私どものほうでも配慮をするというふうな措置をとっておるわけでございます。

○内田善利君 ただいま住宅の方面も配慮するといふことですが、現在は、国庫補助とか負担のほうはなくて、ほとんど市町村の財政措置でまわっているように思ひますが、私は、国庫負担なり補助をして住宅を確保していただきたい、このように思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 僻地の教員住宅につきましては、二十八年度以来補助をいたしておりまして、本年度予算をも含めまして、総額すでに四十七億七千三百万円の補助が行なわれております。そ

の補助金によつて整備されました僻地の教員住宅は約一万一千二百戸でございます。四十六年五月一日現在の調査によりますと、僻地、離島、過疎地域、豪雪地域に勤務する教員が約六万二千名でございますが、そのうち、借家、借間、校内居住といったような事情にございまして住宅に困窮をいたしております者が約二八%弱でございます。そうした資料から、私も、僻地における教員住宅の不足戸数を約一万七千戸というふうに推定をいたしまして、このうち七割を国の補助金によつて整備をする、三割は町村の単独事業として整備をしていただきたい、こういうことで本年度予算も計上いたしておるわけでございます。

今後の計画といたしましては、四十七年度から五十六年度までの十カ年間に一万二千戸の住宅の建設の補助を行ないたいというところでございまして、本年度の予算といたしましては、千六百七十七戸、予算額といたしまして七億四千四百万円の補助金を計上しております。

○内田善利君 それから通勤関係ですけれども、僻地は道路事情も非常に悪い、教師は自動車通勤をせざるを得ないわけですが、この車に對するガソリン代、そういうことも認められていませんが、そういうことに對する配慮はいかがですか、通勤費のほかにですね。

○政府委員(岩間英太郎君) この問題は、御指摘のとおり、非常に要望の強い問題でございますので、私も、四十五年度の人事院への申し入れにつきましても、僻地等で自動車などを使用しなければ通勤困難な者については、受当な通勤手当を支給するように要望をいたしました。その結果、人事院勧告で、交通不便のために自動車などを使用して通勤する者、片道が十キロメートル以上でございまして、一に對しましては、従前の月九百円の手当を千四百円に引き上げております。まあこれがガソリン代に引かれますわけでございますけれども、この額等につきましては今後とも増額の方で努力をしたいというふうに考えております。

○内田善利君 いまこうした金銭的な問題を申し上げましたが、僻地に行ったら一、二年ないし三年、長いところは四年というような先生がいらっしやるわけですが、そういった先生方に希望を与えるようなそういった方途は考えておられるかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたように、私どもは基本的にはやはり人事管理というところが一番大事じゃないかというふうに考えているわけですが、三年僻地に勤務をいただければ特別の昇給ができるように財源的な手当てをしているわけでございます。私どもとしては、まあ大体三年ぐらいを一つのめどにしてお考えいただいたらどうかということ、その点を教育委員会等とお話ししておるような次第でございます。

○内田善利君 それから教員定数の点で申し上げますが、四十五人に一人の定数になっているわけですが、そういった僻地においては、生徒四十五人に一人という定数、そういう教室数によるという考え方でなくて、やはり教科その他学校単位に先生方を配置すべきじゃないか、行ってもらうべきじゃないかと、そのように思うのですが、一人の先生で教員免許状もないのに二科目も三科目も四科目も授業をしている、そういうような学校があるわけですね。形式的に仮免許を与えてそうして授業をやっていると、そういうことで非常に負担が先生方にかかるわけですが、やはり教科目も考慮に入れ、学校単位に定数ということはもう少し考えるべきじゃないか、あるいは四十五人に一人という数をもっと減らして教員定数を充実すべきじゃないかと、このように思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 方向といたしましては、大体先生が御指摘になりましたような方向で私どもも努力をしているようなつもりでございます。ただいま進行中でございます教職員定数の改善計画におきましても、どのような小規模学校で

も一人ないし二人の学級担当外の教員が確保できるような措置を講ずるとか、あるいは、僻地学校とか無医村にも養護教諭が配置されるような方向で進んでおるとか、あるいは、事務職員につきましても、一定の基準によりまして事務職員が配置できるような方法を講ずると、そういうふうな努力をしているつもりでございます。まあ極端に子供が少ない場合にはこれはどうなるかというような問題が残されております。そういう場合には、ただいま御指摘になりましたように、一人の先生がいろいろな科目を持たなければいけないというふうな事態が生ずるわけでございます。これがよろしいかどうかまだ疑問があるところもありますけれども、私どもは、そういう場合には、なるべく学校を統合いたしまして寄宿舎などで教育ができるような方法も講じているわけでございます。ただ、この問題につきましては、特に低学年の場合に実際に家庭から離れまして教育をするのがいいのかどうかというふうな問題も残されております。たいへんむずかしい問題でございますが、今後とも検討をしてみたいというふうに考えております。

○内田善利君 それから僻地ほど文化の恩恵に離れおかれておるわけですが、こういったところはどうよけいに視聴覚教育の充実が必要じゃないか、このように思うのですが、教員自身もそういった機器を利用することによって十分な教育効果が得られると思いますが、僻地校に対する視聴覚教材の充実、これに対する特別補助というふうなことはどのように考えておられますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 以前に僻地学校に對しますテレビの補助などをやっておったのでございしますけれども、現在は補助の制度は一応目的を達しましてそういうような制度はやめになっております。しかし、これは、ただやめたいというだけではございしませんで、その分は教材費のほうで手当てをするというふうな方向で進んでいるわけでございます。具体的に申しますと、小学校の場合に五学級以下の小規模学校の一学級当たりの単

価は普通の場合よりも一・八三倍というふうな割増しをいたしておりまして、その教材費の中でいろいろな教材ないしテレビ等の視聴覚教材も購入できるような配慮をしているということを考えておるわけでございます。

○内田善利君 僻地教育はそれで終わります。次に、もう一つお聞きしておきたいことは、昨年の三月ごろ公害特別委員会でお聞きしたわけですが、けれども、非常に地盤沈下が多いわけですが、全国至るところ。特に佐賀の白石平野が、考えられるのは農業用水のくみ上げによる地盤沈下というふうな考えられておるわけですが、そこにある白石町の白石中学、それから有明町の有明中学、これを私は見に行つたわけですが、これをこらんに体育館が、たいてい言いますと、あの廊下が一メートルぐらいい浮いておるわけですね。それから第一棟と第二棟は別々に年次別に建てたわけですが、こっちはのほうはちゃんとくいを打って建てた。こっちはのほうは砂地だからということとそのままつくった。ところが、こっちはのほうがぐつと下がつてしまつて、二階に渡り廊下ができておつたのですが、その渡り廊下も渡れなくなつた。というの、こっちは下がつたためにこっちは二階のほうの窓に突き当たるわけですが、まっすぐ来たら、途中から段をつけて下がるように廊下をして入るようになっておる。また、特別教室の割烹室等は、水道パイプ、ガスパイプがこわれて修理をしたという実情にあります。地盤沈下のひどさを私は思ひ知つたわけですが、こういった地盤沈下に對するいろいろな復旧がなされておるわけですが、これは町当局と県だけでなされておる、これに對して国のほうで何とかならないかという陳情があつたわけですが、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の第二条の三項に「その他の異常な現象」というのがありますが、まず、これに入らないかどうか。

○政府委員(安嶋彌君) 御質問の佐賀県の白石町、有明町などにおける地盤沈下の被害について

でございますが、先生の御指摘もございまして管理局の職員が現地に移りまして実情を見てまいりました。私もその写真を見ておりまして、ただいま御指摘のようなことが事実として起こつておるようでございます。原因につきましては、これもただいまお話がございましたように、農業用水の地下水のくみ上げということが地盤沈下の原因のようでございますが、抜本的な対策をいたしましては、御承知かと思いますが、建設省におきましてこの方面の六角川の河口に堰堤をつくるという工事を約六十億円の予算で進めておるといふことを伺っております。学校自体の被害の状況といたしましては、まさしく御指摘のようなことでございしますが、その被害の補修に使用されました金額は、昭和四十六年度におきまして、白石町におきましては九十万円、有明町におきましては三百七十一万円ということでございます。まあこの程度でございます。維持管理費は、御承知のとおり、学校教育法の規定によりまして設置者の負担ということでございますので、これは設置者において御負担をお願いしたいというふうに原則的には考えるわけでございますが、しかし、御指摘のような非常に特殊な異常な事態でもございします。自治省におきましてはこのことを考慮に入れます。昭和四十六年度、白石町に對しましては約二千百万円、有明町に對しましては約千三百百万円の特別交付税を算定しておるといふことでございします。この被害がさらに進行いたしまして、問題の校舎自体がたとえばまあひび割れを来たとしたようなそういう状態になりますれば、これは私どもの危険校舍改築費補助金のまあ対象にする等、抜本的な施策を講じてまいりたいというところでございしますが、ただいまのような状況でございしますれば、特別交付税のただいま申し上げましたような措置というところで一応いいのではないかと、このように考えております。

○内田善利君 私がまず質問したのは、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の第二条三項の中にい

ろい項目をあげておりますが、「その他の異常な現象」というのに地盤沈下による校舎のそういつた被害は入らないかどうかということなんです。

○政府委員(安嶋彌君) 災害は、御承知のとおり、一般的には天災がその中心でございまして、むしろ、災害ということよりは、もし扱うといふたしますならば、公害という形で扱っていくほうが私どもは妥当ではないかというふうに考えます。地盤沈下の問題は、これはまあ原因はいろいろあるわけでございまして、この白石町、有明町だけではございまして、東京都の江東区その他全国的にかなり事例があるわけでございまして、こうした場合におきましては、これはむしろ一般論でございまして、原因者がある場合には、その原因者がこれを補償するということがたてまえであるというふうに考えますが、本件のような場合、原因者が必ずしも特定できないというような場合には、公害という形で扱うか、あるいは「公害」と申しましてこれは一般公害でございまして、一般公害という形で扱うか、ただいま申し上げましたような実際の措置でカバーをするしかない、そういう方法で私ども一応いいのじゃないかというふうに考えております。

○内田善利君 向こうの学校の校長先生も非常に困っておられるわけですが、昨年見に行ったときからまだ全然直っていないと、そういう実情にあるわけですね。こし一教室だけ何とか水道の配管を変えたいと、そういうことで非常に遠慮しておられるのか、見たかっことは宙に浮いてかっこうが悪いわけですが、これはもう早く修復しなきゃいけない、だれが目で見ても、管理局のほうで見に行かれたそうですが、これは早く修復しなきゃいけない。九十万円町費を払ったということですが、私の聞いたところでは、四十六年度では、これは県全体ですけれども、地盤沈下で三百六十一万九千円、県が四百三十五万六千円、合計七百九十七万五千円負担して、国庫負担はゼロと、こういうことになっておるようです。これが毎年少しづつ地盤沈下していくわけですから、ス

トップするわけじゃないので、できるだけ早く早急に対策を講じないと、またあの廊下は通れなくなるのじゃないかと、そういうふうに思われるわけですね。だから、私は、どこからか金を国が負担する方法はないかと思つて、「その他の異常な現象」の中に入らないかどうかと苦肉の策で質問したわけですが、公害として扱ったほうがよいというところでございけれども、公害の典型公害の中の一つとして地盤沈下が入つておるわけですから、当然そうだと思いますけれども、いま言われますように原因者がはつきりしない、加害者がはつきりしないということですから、何とか国のほうで

こういつた地盤沈下による災害校というのは少ないと思つておる。ああいったひどい、約八十センチから一メートルぐらゐ沈下しているわけですから、したがって、割窓室なんか水道パイプ、ガスパイプその他の鉛パイプなどは当然修復しなければあぶない、そういう実情ですから、これに対して何らかの復旧をしていただきたいと、このように思つておるのですが、いかがでしょう。

○政府委員(安嶋彌君) 私どもに出ている報告によりますと、毎年必要な補修は行なわれているように思つてございまして、たとえば白石町の白石小学校でございまして、四十四年度から四十六年度にわたつて、屋外運動場のかさ上げ工事をやるとか、あるいは側溝の補修をやるとかといったことが行なわれておりますし、また、同じく白石町の白石中学におきましては、渡り廊下、水道管、排水管、あるいは昇降口等の補修が行なわれておるといふようなことでもございまして、その金額が先ほど申し上げたような金額になるわけでございます。

これに対する国の措置といたしましては、特別交付税で自治省において配慮しておるといふことでございまして。現状はそういう程度で一応お願いをしたいといふことでございまして、先ほど申し上げましたように、この校舎自体が危険な状態になるというふうなことでございまして別途の措置もあるわけでございます。たとえば、例とい

たしましては千葉県の浦安町の南小学校でございしますが、同じような状況になりまして、これは全面的な改築をし、それに対して国が補助をしたというふうな実績もございまして。したがしまして、事態に際してはたいま申し上げましたような各種の手だてを講じてまいりたい、こういうふうに考えます。

○内田善利君 確かに、毎年修理しておることは私も認めます。体育館も屋内体育館でしょう。屋内体育館もその周辺だけ土盛りしてあるわけですね。床下をふさぐ意味で。私たちが見ればそういうふうにはしかとれないのですが、ずうっと土盛りしてある。そういうことですから、まあ間に合ひの修理しかしてないという感じがするわけですが、したがって、周辺だけを土盛りしてありますから、下がつていくとまたどんどん下がつていく、そういうことなんです。一例をあげれば、それから割窓室なんかも徐々に下がつていくわけですから、やはり、少しづつ、先ほど申しましたように、特にガスパイプがひびが入るとか、水道管が破裂するとか、そういうこともあり得ると思つておる。で、まじたらもう一度調査していただいて抜本的な方策を講じていただきたいと、そのように思つておるわけですが、まあそのように要望申し上げて私の質問は終わりますが、どうですか、そのように努力していただけるでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 抜本的な施策というお話でございまして、まずは白石町なり有明町当局がどういう判断をなさいますか、その辺のところもよく伺つてみたいと思つておる。それから現在、この建物自体は、くいを打つてある関係上、あんまり沈下はしていない状況でございまして、四囲の状況からして学校の建物として使用に耐えない、ないしはきわめて不適当であるといふようなことでございまして、これは不適格建物といったような扱いもあるわけでございます。それから、それに

対応してこれを場所を移すなりあるいは現地で別途のくふうをして改築をしたいといふようなこととございまして、それには対応してまいりたいといふふうに考えます。

○萩原幽香子君 この新聞は、横浜市の浜小学校東分校の写真でございまして。ごらんになりましたでしょうか。ちよびり青空の下、金網の下、そこが校庭「物干ザオが降つた」「日照時間まるつきりナイ」といふ学校でございまして。こは、もともと、教室のつもりでつくつたものではありません。日本住宅公団が住宅用につくつたもので、マーケット、集会所に充てるつもりのもので、急遽教室にしたというものでございまして。こんな学校がなぜできたとお考えでございまして。どうか。こんな学校で学ぶ子供たちに対して文部大臣はどうお考えになりますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) なぜこういう学校ができたかといふことでございまして、御承知のとおり、横浜市は、全国でも有数の児童生徒の急増地域でございまして。その上に、地理的な関係で土地がなかなか得にくいというようなことがございましてこうした事態が起こつたわけかと思つて、こういう学校ができました経過につきまして、ただいま萩原先生からお話でございましたように、本校がすでに飽和状態になって、大規模な高層住宅ができました際その児童を収容し切れないといふようなまことにやむを得ない事情から浜小学校の東分校といふものができたといふこととでございます。

こういう事態につきまして、私どもは、決して好ましい状態だといふふうには考えておりません。できれば避けるべきだといふふうに考えております。文部省自体といたしまして、この学校の建築にはもちろん補助金は出してないのをごさいます。最近私どもの担当課長が現地を調査いたしましたいろいろ事情も伺つてきたわけでございますが、問題点といたしましては、給食室の位置が悪くて外部からのほこりが入りやすいとか、あるいは、便所がおとな向きにできておつて子供が不便を感じておるとか、あるいは、道路からの騒音に対して二重窓を用いておるわけでございますが、換気が十分ではない、あるいは、

これは新聞にもございましたが、中庭へ屋上から落下物があつて網の目が荒いためにいろいろなものが落ちてくるというようなこと、あるいは、屋外運動場への通路が住居地域と交差をいたしておりましてぐあいが悪いといったような、いろいろな欠陥が指摘されております。こうした問題点につきましては、横浜市の教育委員会当局も早急に手だてを講じていきたいということを申しておりますので、早速改善されるとは思いますが、こうした状況はもちろん好ましいことではございませんが、大勢として考えますと、今後起こり得る課題であらうかとも思うわけでございます。したがって、こうした大都市における学校建築の問題につきましては、私どものほうでこの問題についての調査研究会を設けておりまして、現在鋭意検討を進めておるといふことでございます。たとえば、今後の大都市における学校の位置づけでございますとか、あるいは高密度住宅地が開発された場合における学校施設のあり方でございますとか、そうした問題を中心にいたしまして学識経験者も加えまして検討いたしておるわけでございますが、すみやかに結論を得まして適切な指導を加えていきたいというふうに考えます。

○萩原國香子君 私、好ましくないことは、もう皆さんがよくお認めのことだと思ひます。

そこで、小中学校には設置基準というものが無いわけでございますね。現在のようなことになるますと、小中学校にも設置基準というものが必要な時代が来たのではないかと私は考えるのですけれども、その点、文部大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 確かに、おっしゃるとおりでございます。学校教育法の施行規則におきましても、小中学校につきましては別に設置基準を定めるといふふうに規定があるわけでございますが、実際問題といたしましては、まだ小中学校の設置基準という題名の基準は遺憾ながらできていないわけでございます。

かと申しますと、設置基準と申しますと、中身は、御承知のとおり、学級編制でございますとか、教員定数の配置基準でございますとか、あるいは施設設備の基準でございますとか、あるいは土地の面積の基準でございますとか、そういったものがその実質的な内容をなすわけでございますが、小中学校の主体をなしますのはもちろん公立の学校でございますまして、公立の小中学校につきましては、学級編制あるいは教員定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というのがございます。それから施設につきましては、これは補助基準ということでございますが、ただいま御審議をいただいております義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づく一種の基準があるわけでございます。その他、設備等につきましても、教材等につきましても、法令という形ではございませんが、各種の指導基準というものがございまして、実質的には一応カバーされておると、こういうことかと思っております。もちろん、たてまえたしましては、そういうものが当然あつてしかるべきだというふうには考えますが、当面はそういうことでやってきておるといのが実際でございます。

○萩原幽香子君 私が特にいまこそと申し上げたのは、先ほど申し上げたようなこういった例が出てまいりますから、そうして、こういうこともまたあり得ることだというふうに局長さんも御答弁をしてくださったわけでございますから、いまこうついたようなちゃんとしたものをつくっておかないと、これからだんだん最低基準さえも満たさない学校ができてくるという心配があるため

に、私は特にこういうことをお願いしているわけ
でございます。そういうことにつきまして十分御
検討いただいて、中学校、小学校だけにこういう
基準がないのですから、あわせてこういうものを
つくつておいて、この基準に合わなければいけ
ないということを文部省としてはつきりしていただ
かなければいけないのじゃないか、こういうふう
に思います。

人口急増都市の悩みというものはまことに深刻でございます。私は兵庫県でございますが、神戸市に例をとりますと、現在、市が開発を計画しております主要団地は三十九団地、面積にいたしまして四千九百六十六ヘクタール、戸数は約十九万戸ということになっております。そこで、昭和五十五年度までに小学校五十二校、中学校二十八校の新設がどうしても必要になってまいり、その経費は五百五十億と見込まれております。さらに、すべての計画団地が完成いたしました時点では、小学校八十二校、中学校三十八校、計百二十校の建設をやらなければならぬところに迫り込まれているわけでございます。現在、神戸市では、小中合わせて百七十校あるわけでございますから、約十年の間に現在の七割の小中学校をつくらなければならぬ、こういうことになっております。したがいまして、神戸市にとりましてこの問題はまことに重大な問題だと御理解をいただきたいわけでございます。そこで、神戸市のほうにお尋ねをしたいと思いますけれども、新設をするところについては開発者負担制度というものを設けてその土地に学校の用地というものを平米当たり五千円で市が購入して何とかまかなおうという努力を

されているようでございますけれども、既成の過密地区につきましては用地の確保は非常に困難でまことに苦勞をしていると、こういったような現状でございましたが、こういうことになりますと、私は、学校教育などというようなものがほんとうにできるのだろうかという心配さえも持たれるわけでございますが、これはひとり神戸市の問題だけでございまして、横浜市の場合も、向こう五、六十年にはなくて、

は百五十校の新設をしなければならぬ、こういうことを言っておられるわけでございます。

そこでお伺いをしますが、過密都市の五十年の児童生徒の急増の見込み数をどのように把握されておりますか、承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋鶴君) 文部省のとらえておりますのは、いわゆる児童生徒急増町村ということになるわけでございます。児童生徒急増町村の定義

は、すでに御承知かと思いますが、念のため申し上げますと、過去三カ年間に児童または生徒の増加数が五百人以上で、かつ増加率が一〇％以上、これは小学校の場合でございまして、中学校の場合は五百人が二百五十人ということになるわけでございしますが、または過去三カ年間に児童または生徒の増加数が千人以上で、その増加率が五％以上の町村、これは中学校の場合は千人が五百人ということになるわけでございしますが、こうした町村を児童生徒急増町村というふうに呼んでおります。この数は、昭和四十六年度におきましては、小学校の該当が百九十六市町村、中学校が四十八市町村でございします。四十七年度の場合は、小学校が二百三十一市町村、中学校が八十二市町村というところでございします。

今後の増加の見込みでございしますが、小学校の場合、全国指数で申しますと、現在九百四十九万人の児童が、五十一年度におきましては千三十五万というふうにならぬ増加するという見込みでございしますが、急増町村だけをとりました場合には、四十六年度三百六十万が五十一年度五百二十五万ということで、四六％増加をするという推定でございします。実は、四十六年度から五十一年度

までの間の推計中、四十九年度までは、これは町村ごとに積み上げた推計数値でございますが、五十、五十一年度の数字は、これは四十九年度までの増加傾向を引き伸ばした推計値でございます。そうしたものを用いまして、ただいま申し上げましたように、急増町村の場合、小学校では四六％ふえる。それから中学校の場合は、全国数で四十六年度四百五十一万人が四百五十六万人、これは一

%の増でございますが、急増市町村のみをとりますと、四十六年度の約二十九万人が五十一年度四十八万人ということで、六四%の増ということでございます。これが児童生徒急増町村における児童あるいは生徒の増加の将来の見込みでございますが、ただ、児童生徒急増の場所は、御承知のとおり、ドーナツ現象というような表現がございますように、大都市周辺におきましてこうした傾向が

強いわけですが、この傾向がさらにその外に向かつて進んでおるといふような傾向が見られるのではないかと考へます。

○萩原幽香子君　そこで、これに對しての学校用地並びに学校施設建築費、こゝういふものを文部省ではどのように確保されるおつもりでございましょうか、その自信があまりになりますでございまいしょうか、お伺いをいたします。

○政府委員(安嶋彌君)　公立学校の施設の整備につきましても、御存じのとおり、四十四年度を初年度とする五カ年計画がございまして、現在その第四年度目になっているわけですが、すでにその八七%を消化してございまして、現状にもございまして、かつまた、ただいま御指摘がございまして、その後の社会的な状況も非常に變化いたしております。ただいまは児童生徒急増町村のお話がございましたが、ほかに過疎地域の問題もございまして、危険校舍改築の促進という課題もございまして、そうした問題を全部含めましてこの際新しい年次計画を策定することにつきまして前向きで検討してまいりたい、ただいま申し上げましたような五十一年度までの大きな児童生徒の急増の実態を前提にいたしまして新しい五カ年計画というものを検討してまいりたい、その中にはもちろん土地も含めて検討をしてまいりたいというふうに考へます。

○萩原幽香子君　このような人口急増都市における教育費総額が一般会計に占める割合というのはいくらにございまして、さういふ割合をどう考へておられるかと考へます。

○政府委員(安嶋彌君)　まず全国的な状況を申し上げたいと思ひますが、四十四年度における自治省の調査でございまして、歳出総額における教育費の割合は、全国平均でございまして一八・八%でございまして、四十五年度の児童生徒急増市町村のみをとって見ますと、歳出中における教育費の割合は二一・八%ということで、全国水準をかなり上回っておるといふような数字が出ております。

○萩原幽香子君　そういったしますと、学校施設建築費及び土地購入費がまたそれぞれ教育費の何割くらいになっておりますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　全国数字で申しますと、建物に歳出中四・七%でございまして、これに對しまして、急増町村におきましてはこれが六・九%でございまして、それから用地費でございまして、全国平均が二・三%に對しまして、児童生徒急増町村は三・四%ということでございまして、最初にちよつとお断わり申し上げましたように、全国数が四十四年度でございまして、急増町村の数が四十五年度で、そのところはちよつと符合いたしません、大体の傾向といたしましては、申し上げたような実態かと思ひます。

○萩原幽香子君　神戸の例をとりますと、十年で大体百二十校建てるということではございまして、これはなかなかないへんなことではないかと思ひますが、そこで、このような都市では財源というものをどういうふうにしておられるかと考へてございまいしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　公立の小中学校の建築の場合は、国庫負担金が、御承知のとおり、小中学校の校舎の場合は、今回の改正によりまして両方とも二分の一の出るわけにございまして、その国庫負担金を除く地方負担分につきましては、交付税で原則として二五%が措置され、残りの七五%につきましては地方債が充当されるということにございまして、それから小中学校の学校用地につきましても、補助事業にかゝる地方負担分につきましては、九〇%が地方債で措置されまして、残余が交付税で措置されるという地方財政上の計画になっております。用地につきましても、ただいま申し上げましたように、児童生徒急増町村についてだけ補助が出ておられるわけですが、それ以外の町村につきましても、学校用地の買収費の九〇%が地方債によつて充当されるということにございまして、本年度の地方債計画といたしましては、義務教育施設整備事業債といたしまして八百七十七億圓が地方債計画に計上されております。

○萩原幽香子君　それだけ何とかなりそうだと大蔵省はお考へになったのでございまして、一体、文部省からお願ひをしたいと思います。要請したのはどれだけだったのございまいしょうか。

○説明員(青木英世君)　ちよつといふ概算要求それ自体の数字は持つておりませんが、実はいま三十二億三千万圓と申しましたのは四十七年度の単年度分でございまして、そのほかに四十六年度の歳出化分二十億がございまして、歳出予算総額としましては五十二億三千万圓ということで、前年度の二十億と比べますと、倍以上にもふえておる、こゝういふ形になっております。

○萩原幽香子君　倍以上になったとおっしゃいますけれども、こゝういふふうに、学校の建て方というものが、倍以上とこの話ではございせん。そうしますと、大蔵省がお考へになつていらつしやるよ

うにぼつぼつやつていたのだものではどうしようもないということになるのではなからうかと考へます。そこで、概算要求のあれを持つて来なかつたからわからないとおっしゃるけれども、それを一ぺん見ていただかないと話にならぬのじやないかと思ひます。

○説明員(青木英世君)　文部省からの四十七年度におきます当初の要求額は、ただいま申し上げました五十二億三千万圓に對應しますものとしては百三十億でございまして、

○萩原幽香子君　百三十億に對して五十二億というのは、三分の一よりはちよつと多いということにございまして、これではどうしようもございせんね。ですから、学校建築費とか土地購入費が市町村財政を極度に圧迫しているというところは、いまの御答弁でもはつきりしてまいりますから、大蔵省も十分御承知のはずだと考へるわけにございまして、

そこで、お伺いをいたしますけれども、それぞれの費用の財源別の、いわゆる国庫はなんぼ出している、市費はなんぼ出している、地方債はなんぼ出しているといったような内訳を四十四年度から本年度までお示しをいただきたいと思ひます。

○説明員(青木英世君)　ちよつと数字の類としては持ち合はれておりませんが、先ほど管理局長からお話がありましたように、国庫補助の裏につきましても、裏負担のうちの九割が地方の起債措置、それから残りの一割が地方交付税の算出上計算されておる、こゝういふことでございまして、

○萩原幽香子君　こゝういふことは、国庫補助というものが非常に少ないと、こゝういふことで承知してよろしうございまいしょうか。

○説明員(青木英世君)　国庫補助金そのものとして申します、小学校については従前は三分の一、四十七年度からは二分の一、それから中学校につきましても二分の一という補助率でございまして、その裏負担としての地方債、これは現実に地方債を償還いたしますときにまた地方交付税で一部措置しておるといふことでございまして、

○萩原幽香子君　そういったしますと、学校施設建築費及び土地購入費がまたそれぞれ教育費の何割くらいになっておりますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　全国数字で申しますと、建物に歳出中四・七%でございまして、これに對しまして、急増町村におきましてはこれが六・九%でございまして、それから用地費でございまして、全国平均が二・三%に對しまして、児童生徒急増町村は三・四%ということでございまして、最初にちよつとお断わり申し上げましたように、全国数が四十四年度でございまして、急増町村の数が四十五年度で、そのところはちよつと符合いたしません、大体の傾向といたしましては、申し上げたような実態かと思ひます。

○萩原幽香子君　神戸の例をとりますと、十年で大体百二十校建てるということではございまして、これはなかなかないへんなことではないかと思ひますが、そこで、このような都市では財源というものをどういうふうにしておられるかと考へてございまいしょうか。

○政府委員(安嶋彌君)　公立の小中学校の建築の場合は、国庫負担金が、御承知のとおり、小中学校の校舎の場合は、今回の改正によりまして両方とも二分の一の出るわけにございまして、その国庫負担金を除く地方負担分につきましては、交付税で原則として二五%が措置され、残りの七五%につきましては地方債が充当されるということにございまして、それから小中学校の学校用地につきましても、補助事業にかゝる地方負担分につきましては、九〇%が地方債で措置されまして、残余が交付税で措置されるという地方財政上の計画になっております。用地につきましても、ただいま申し上げましたように、児童生徒急増町村についてだけ補助が出ておられるわけですが、それ以外の町村につきましても、学校用地の買収費の九〇%が地方債によつて充当されるということにございまして、本年度の地方債計画といたしましては、義務教育施設整備事業債といたしまして八百七十七億圓が地方債計画に計上されております。

○萩原幽香子君　それだけ何とかなりそうだと大蔵省はお考へになったのでございまして、一体、文部省からお願ひをしたいと思います。要請したのはどれだけだったのございまいしょうか。

○説明員(青木英世君)　ちよつといふ概算要求それ自体の数字は持つておりませんが、実はいま三十二億三千万圓と申しましたのは四十七年度の単年度分でございまして、そのほかに四十六年度の歳出化分二十億がございまして、歳出予算総額としましては五十二億三千万圓ということで、前年度の二十億と比べますと、倍以上にもふえておる、こゝういふ形になっております。

○萩原幽香子君　倍以上になったとおっしゃいますけれども、こゝういふふうに、学校の建て方というものが、倍以上とこの話ではございせん。そうしますと、大蔵省がお考へになつていらつしやるよ

うにぼつぼつやつていたのだものではどうしようもないということになるのではなからうかと考へます。そこで、概算要求のあれを持つて来なかつたからわからないとおっしゃるけれども、それを一ぺん見ていただかないと話にならぬのじやないかと思ひます。

○説明員(青木英世君)　文部省からの四十七年度におきます当初の要求額は、ただいま申し上げました五十二億三千万圓に對應しますものとしては百三十億でございまして、

○萩原幽香子君　百三十億に對して五十二億というのは、三分の一よりはちよつと多いということにございまして、これではどうしようもございせんね。ですから、学校建築費とか土地購入費が市町村財政を極度に圧迫しているというところは、いまの御答弁でもはつきりしてまいりますから、大蔵省も十分御承知のはずだと考へるわけにございまして、

そこで、お伺いをいたしますけれども、それぞれの費用の財源別の、いわゆる国庫はなんぼ出している、市費はなんぼ出している、地方債はなんぼ出しているといったような内訳を四十四年度から本年度までお示しをいただきたいと思ひます。

○説明員(青木英世君)　ちよつと数字の類としては持ち合はれておりませんが、先ほど管理局長からお話がありましたように、国庫補助の裏につきましても、裏負担のうちの九割が地方の起債措置、それから残りの一割が地方交付税の算出上計算されておる、こゝういふことでございまして、

○萩原幽香子君　こゝういふことは、国庫補助というものが非常に少ないと、こゝういふことで承知してよろしうございまいしょうか。

う地方交付税とかあるいは地方債とかといった全体としての国の助成というものを考えますと、おっしゃるとおり非常に少ないというふうには私どもは考えておりません。

○萩原國香子君 義務教育でございますから、ほんとうをいえば、学校を建てることも、もうすべてのことを国でやっていたかなければならないのじゃないかと思ひます。大体、外国の例なんか十分御承知と思ひますけれども、非常に進んだ国におきましては、一体、義務教育に対しての国の扱いというものはどのようになっておりますか、大蔵省にお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(青木英世君) 実は、この問題は、それぞれ、国の事務、あるいは地方の事務、それから財源をどうするかというような問題で諸外国区々であらうと思ひますが、日本の場合は、先生からいまいお話がありましたが、学校教育法のたしか五条でございまして、設置者負担の原則というものがあげられておりまして、法律に定める場合に国が負担する、こういう制度をとっております。ちよつと諸外国につきましては資料を持っておりませんので、財源の負担区分はここではお答え申し上げられませんが、

○萩原國香子君 義務教育という場合は、設置者というものは国であるのがほんとうだと私は思ひます。それを市町村にまかしてあるところにもその問題があるのではなからうかと思ひますけれども、大蔵省は、そういうことをたてにして、いろいろその点の手当が薄いのではないとおっしゃいます。しかし、私が考えるところでは、考えるところでは、学校に対する国の施策は非常に薄いというふうに考えるわけでございます。子供と老人を大切にしない国に真の繁栄はない」という有名なことがございましてけれども、ほんとうに大きな声を出して叫ぶことのできない子供とか年寄りについては大蔵省はすいぶん薄い査定をいっているやうなところ、こういうふうには私どもは考えます。きのうも実は、決算委員会の中で私は佐藤総理に対して実に社会教育の薄さをいろいろ

とお話しを申し上げました。総理もそれに対してはそのとおりだという御答弁であつたと思ひます。こういうことで、はたして日本のいまの状態から人間性を回復するようなほんとうにいい日本の国づくりというものができるかどうかというふうに考えます。

いまのままで推移いたしますならば、一そう過密化というものは進むというふうに私は思ひます。といたしますならば、土地の確保というものは、財政面のみではなく、スペースの面からいっても年ごとに困難になってまいることは当然だと思ひます。そこで、人口急増が予想される地域におきましては、総合的な都市計画の一環として早期に学校の用地を確保すべきだと考えるわけでございますが、その点はいかがでございませうか。これは文部省のほうにお尋ねいたします。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘の点は、全くそのとおりだと思ひます。現在は、御承知のとおり、学校用地あるいは学校の施設も含めまして五省協定というものがございまして、文部省、建設省、自治省、厚生省、その他関係の省庁で協定を結んでおりますが、大規模な住宅の建設等が行なわれます際にそれに伴つて当然必要な学校でございましてとか保育所でございましてとかそういう施設、これは本来ならばその開発が行なわれる町村が整備をするというところが一応たてまえてございまして、実際問題としてこれが財政上の理由を中心としてなかなか実施できないというやうな事態がございまして、そういう場合には当該市町村にかつて住宅公団等の開発事業者が立てかえてこの仕事を施工する、そして施工いたしました学校を町村がその後におきまして買収するといったたてまえをとっております。この際、建物の買収につきましては国庫から補助があるわけでございますが、用地につきましては住宅公団が小中学校の場合には町村の財政状況によりまして二分の一の減額譲渡をするというたてまえになっております。これが現行の方式でございまして、これだけの措置ではとうてい十分な学校用地の取得が行ない得な

いというやうな実情にもあるわけでございます。そこで、これは政府全体といたしましてもしうした問題に配慮をいたしまして、御承知かと思ひますが、自治省からは公有地の拡大の推進に関する法律案というものが今国会に提出をされておるわけでございますし、また、建設省からは新都市基盤整備法案というものが今国会に提出されておるわけでございます。そうした新しい施策並びに従来の五省協定をさらに弾力的に運用することによりまして、ただいま御指摘のやうな事態に対してはしていききたいというふうに考えております。

○萩原國香子君 そういふ早期に学校の用地を確保するといふたやうな手当てをしておかないと、先ほど申しましたやうに、学校教育法の第二十九条の条のところにやろうといたしますという、先ほどの横浜の浜小学校東分校のやうな例が出てまいりまして、マーケットや集会所に充てたところを急遽教室に充てなければならぬといったやうな問題も起きてくると考えるわけでございます。この状況で正常な教育が進められないかというところは、もう大臣も十分御承知いただけると思ひます。

そこで、この学校用地確保についていま大蔵省にお尋ねをいたしますと、まことに残念なお答えしか返していただけなかつたのでございましてけれども、大蔵省はこの学校用地確保について今後どういうふうな措置をしていただくつもりか、承りたいと思ひます。

○説明員(青木英世君) 先ほど申し上げましたやうに、人口急増市町村につきましては、四十六年度以降新たにそういう補助の制度ができておりますので、今後人口急増市町村のいわば事業量の伸びにも着目いたしまして、当然これは四十八年度以降の財政全般の問題にも影響がございまして、この場で何割伸ばすというものを申し上げるわけにまいりませんが、実情に沿うべくその事業量の拡張について努力してまいりたい、このやうに考えます。

○萩原國香子君 それではちよつと安心をいたした

した。よく実情に合つておやりいただきますやうにお願いをいたしたいと思ひます。望ましい環境で望ましい教育を受けるということは、子供の権利でございます。この権利を守つてやるために、国は重要な推進力になるべきだと考えるわけでございます。これはもう私が大臣にお答えを承るまでもございせんけれども、このあたりで一べん大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 人口急増地域につきましても、萩原先生の先ほどの御意見、傾聴いたしておつたのであります。私も全く同感であります。問題は、しかし、これからの経済情勢というものをみます場合の人口動態というものも十分考へておかなければならぬ問題じゃないかと思ひます。たゞえば過疎地における過密状態というものも私は大きな問題じゃないかと存じますが、人口が過疎地と過疎地と云つておる町村に参つてみましても、やはり過疎の中に過密がある、ドーナツ現象が起つておるといふ事態も踏まえてからなければならぬ。これらのことを考えますと、たとへば団地ですね、営利事業でやっております団地経営者、これには法的なやはり義務づけをしなければならぬだらう。団地を開発いたします場合に、これは学校用地にしなければならぬというだけの建設費で義務づけをしてもらいたいと考えておりますし、住宅公団につきましても、先ほど局長からお答え申し上げましたやうな方法をとつてはおります。とつてはおりますが、それだけで一体解決するものであらうか。私は、三年ばかり前に横浜の港北区の急増地帯を見に参りまして、しみじみ横浜市長のお骨折りが並みだたいいものではないかというのを承知いたしました。昨年度から御承知のやうな土地政策についての新しい制度をつくられたこと、大蔵省をたいへんおしかりになりましたけれども、大蔵省は今度は非常に理解を示してくれたいと思ひます。来年はさらに飛躍的な理解を示してもらいたいものだと思つておるわけでありまして、こういう点は各省が力を入れな

ければならぬ問題で、先ほどの御質問の中でたとえは地盤沈下に対する特別交付税、確かに自治省はやっておられるのです。やっておるのですけれども、特別交付税にこの村のこれに幾らというものを自治省が指示いたしませんから、町村ではもったただけもらい得という事になって実はうまく使われていない、われわれが意図しておるようにならねばならぬという事があるものであります。金を効率的に使うという事は、国の財政上、当然国としてはお願いをしたいことなんであり、御意見はまことに傾聴すべき御意見として私は十分承っております。

○萩原幽香子君 文部大臣はなかなかうまいことを上手におっしゃってくださいますけれども、しかし、大臣ね、大臣がそういうふうには大蔵省に対して非常にありがたいと思つておられるということでございます。私があえてこういうことを申し上げる必要はないかもしれませんが、しかし、私は、国民の一人として考えたときに、それほどありがたいというふうには思っておりません。ですから、あえてこういうことを申し上げたわけでございます。

横浜市の教育長さんの言をかるまでもなく、郊外までも開発され尽くした時代に市街地に学校用地などあるはずがない」というおことばもあるわけでございます。私は、おそらく神戸市の場合も同じことが言えるのではないかと考えるわけでございます。大臣はいま過疎地の中の過疎といふことをおっしゃいましたけれども、私が考えているところでは、たとえば私は兵庫県でも但馬とか丹波というところへよく参ります。そういうところへ行きますと、ああ、こんないいところに学校を建てればなあというのを私はよく考えるのです。山紫水明の広々とした地域、こういうところに学校を建ててやたらどんなにいいだろうかと思ひます。これは私の一つの提案でございます。けれども、こんな高層ビルの中に教室をつくって、いろんなものが落ちこちてくるようなあぶないところで子供がおちおち勉強もできないといっ

たようなところに学校をつくるというよりは、むしろ中学校なんかはこういういたようなところに学校を建て、全寮制にして伸び伸びと心身ともにすこやかに育てるといったような発想はいいかなあ、もんでございましょう。こういうことができれば、過疎地域もまた過疎にならずに済むということ、一挙両得ということにもなるのではないかと、もちろん、学校教育法二十九条の問題もございまして、すぐにはいかないけれども、うけれども、そうして、おとうさんやおかあさんも、週休二日というふうなことになるならば、その子供の行つておられます広々とした伸び伸びとした美しいところへ出かけて行つて、そこで子供とともに勉強したりレジャーを楽しむといったようなこともできるのではないかと、狭いところへ、なところへ高いものを建ててやるやうなものでございまして、少し発想の転換をされて広いところへ持つていくということだつて、そうすれば、土地だって非常に安く買えるということにもなるのはございせんか。大蔵省もだいぶ助かるのはございせんか。そういう発想について、大臣はどのようにお考えでございますか。

○國務大臣(高見三郎君) しごくごもつともな意見でございますが、ただ、小学校の場合におきましては、子供さんを全寮制にするということが、子供にとつてしあわせであるか、親にとつてしあわせであるかという問題もやっぱ考えてみなさやならぬ問題ではないかと思つております。私は全寮制の高等学校などはまことに望ましいことだと思つておりますけれども、小学校の子供が全寮制で親のもとから離れるということが子供にとつて人間性を養う上においてはたしていいことであるか悪いことであるか、これには私は若干の問題があるのじやないかと思つております。もちろん、現在の高層ビルの林立しております中に小学校用地を求めようといつても、これは容易じゃございせん。容易じゃございせんけれども、私が一番心配しておるのは、団地として指定せられた地域には学校用地がございせん。学

校用地は求め得られます。ただ、ばらばらと人口が無計画に集中してくる地域がございせん。この地域の問題を私は私も真剣に考えなきゃならぬ。したがって、市町村の当局がこの地域は人口がふえるという判断をいたしました場合に、早く土地を買つておくということも考えなきゃならぬというふうな感じがいたすのであります。それで、考え方としては、先生のお考えになつてゐることは非常にけっこうなことだと思ひますけれども、全寮制がいいか悪いかという問題になりますと、私はすぐには御返事を申し上げかねる問題があるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○萩原幽香子君 大臣、私は中学校と申し上げたのでございせん。小学校とは申し上げておりません。ですから、中学校以上でございせん。むしろそれはいいのじやないでしょうか。そうしたら、中学校があきまますから、そこへ小学校の子供を入れてやるということだつて私は可能になる、こういうことも考えます。ですから、中学校以上の子供なら、全寮制にして、そして、一生懸命になつて勉強勉強といふのじやなくて、あの山へ行つてワラビをとりなさい、川へ行つてメダカをとりなさいと、こういうことだつてあるのじやないでしょうか。私たちが師範学校に参りますと、これは大臣はよく御存じだと思ひますが、高等小学校を二年行つて三年目といへば、これはもう中学校の時期になります。そういうときにみんな寄宿舎に入つたじやございせんか。だから、子供と親といふものをべたつくつてつけることばかりが私はいいいことじやないと思ひます。むしろ、離せば、そこにはじめて親と子との間の文通といふことだつてございせん。そうしますと、親が考えていなかったようなことを子供が手紙に書くこともございせん。よし、また、あるいは親が書いた手紙を子供が見て、いつも一緒にいるよりかは、ああ、おかあちゃんはおくことをよく考えていてくれるということがわかるという場合だつて可能でございせん。そういう広い立場に立つてこういう問題を検討していただきたい

と私はお願いをしております。決して一緒にべたつくつてゐることがいい教育にはならないと私は思ひます。セルフコントロールといふこともございせん。そういうことを分お考えをいただきたいのだと、そうしてまた、土曜日から日曜日にかければ親と子が出会えるという場が必ずあるわけでございます。それから、そういうこともひとつ十分御検討をいただいて、この狭いところに一生懸命学校の用地を獲得することといふことの苦勞をこういう方向に転換することはいかがかと申し上げたところでございせん。

○國務大臣(高見三郎君) ただいまのお話、非常に示唆に富んだお話でございます。私もその点については十分検討いたします。ことに、まあ中学校になりますと全寮制にしてもいいじやないかという御意見は、傾聴すべき御意見だと存じます。

○萩原幽香子君 ぜひ御検討をいただきたいと存じます。次いで、特殊教育の振興について伺ひをいたします。心身障害児童生徒は、現在どれほどおりますでございせん。

○政府委員(岩間英太郎君) 四十六年五月一日の推定によりますと、合計いたしまして約五十三万人の心身障害児がおります。この中で、就学する数はどれほどでございせん。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま申し上げました五十三万人のうちの約三二%の十六万三千人余りでございせん。

○萩原幽香子君 それでは、この残りの子供といふのは、一体、どういふ状態でおりますでございせん。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま申し上げましたのは、特殊教育の対象として就学している者の数を申し上げたのでございせん。その余の者に就学しては、普通学級に行つてゐる者、あるいは就学の猶予、免除を受けておる者といふふうな

ば、むしろ養護学校の高等部というものについて、真剣にわれわれが考えてまいらなければならない問題だと思ひますが、ただ、私は、教育という観点から申しますと、ついていけるいけぬは別な

○委員長（大松博文君）

四国会でございますが、その調査結果を、騒音、大気汚染、それから通学途上の危険等といったような項目別に小中学校別にお示しをいただきました。

たいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 学校公害の実態でございますが、調査を文部省は二回やっております。最初にやりましたのが昭和四十二年度でございます。この調査対象校は四万四千校でございます。そのうち、何らかの被害を受けておるとしている学校が二千校でございます。それから四十四年度にやりました調査でございますが、これは調査対象校が三万五千校ございまして、被害があると報告をいたしております学校が三千校でございます。

四十二年調査の内容でございますが、被害があるという報告をいたしました約千九百校のうち、約七〇%の千三百校が騒音による被害を訴えております。そのうち、騒音源といたしましては、やはり航空機が一番多いのでございまして、これが二五%、それから自動車が二三%、ほかに軌道その他がございまして、それから次に大気汚染でございますが、これが全体の約一四%でございます。二百七十校にそうした被害があるという報告がございまして、その他の公害といたしまして、騒音、大気汚染、そうしたものの複合したものが約三百校、一六%あるというのが四十二年度の調査結果でございます。それから昭和四十二年度の調査結果は、これは幼稚園、小学校、中学校、高等学校につきまして管理局の指導課が行ないました調査の結果でございます。

それから四十四年度の調査は、これは官房の統計課で実施をいたしましたものでございまして、小中学校だけの調査でございますが、被害があるという報告をいたしましたものが三千七百校でございます。そのうち、航空機による騒音被害があるとして申しますのが約八百三十校、それから自動車による騒音被害があると申しますものが約三百二十校、軌道の騒音による被害があるものが約三百八十校、その他でございます。それから大気汚染による被害があるというものは約八百校でございます。ただし、この被害校数は、これは二つ以上の被害があります場合にはそれぞれ一校として

数えておりますので、実数といたしましては約三千校ということでございます。

○萩原幽香子君 これは、指導課でなさったという場合、統計課でなさったという場合、どこへさしてなさったのでございましょう。たとえば、学校の校長さんに対して資料を提出したと、こういうことなんでもございましょうか、それとも、客観的な何か違った形でこういう調査をなさったのでございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) これは教育委員会を通じて校長の判断によって報告をさせたものでございまして。

○萩原幽香子君 そういたしますと、校長さん方がおやりになる場合には、かなり主観的なものが入るといふことになりまして、もう少し客観的な調査をというふうなお話が合ったかと思うのでございまして、その結果を私はお聞かせいただきたい、こうお願いしているわけなんでございまして。

○政府委員(安嶋彌君) おっしゃるとおりでございます。従来、調査は、校長の主観による判断をおもなわけでございまして、どういふ程度のことをもって被害があるとするか、あるいはその被害をどういふ形で客観的に測定するかというところが問題なわけでございまして、そうした点につきましては、実は現在検討中でございます。騒音、大気汚染その他につきましては、その基準あるいは測定方法がきまつておるといふことではございません。現在、たしか、委員会を設けてそうした測定方法等について検討をいたしておるという状況でございます。

○萩原幽香子君 これはたしか昨年の四月ごろに発表いたしましたのでございまして、あれだけのじやなかろうかと私は記憶をしておりますのでございまして、もし私の記憶違いでございましてならば、いま客観的に検討していらっしゃいますそういう調査結果というのはいつごろ出るわけでございましてか。

○政府委員(安嶋彌君) 御承知のとおり、騒音に

いたしたとしても、大気汚染にいたしたとしても、文部省だけの問題でも必ずしもないわけでございまして、環境庁というお役所もできたわけでございまして、そうしたところと十分打ち合わせをいたしました上であるべく早い機会にそういうものを確定したいというふうに考えます。

○萩原幽香子君 それでは、これからということでございます。まあできましてならなるべく早くこうした資料をいただきたいというふうに考えます。

公害が授業に及ぼす影響ということでございまして、たとえば生徒の性格に与える影響、こういうものについて文部省として調査をされたことがございまして、もしあればお伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 航空機騒音につきまして、そういう調査をやったことがあるようでございまして、必ずしもその結果が定量的には出てこないというところでございまして。

○萩原幽香子君 たしか、昨年でございましたが、文教委員会から調査に参りまして、それは尼崎のほうに私たちが参りましたのでございまして、そのときにいろいろ私どもを私も聞かされて参りまして、少し統計的にそういう調査がほしいというお願いをして帰ったのでございまして、けれども、まだ私もそれをいたしておりませんが、いろいろやはり性格的な問題とかあるいは授業の上に影響があることは確かかなようございまして、ですから、そういうものについてやはり一応きちっとした調査をしていただくことがよろしいのではなからうかと思っております。そういうものもあわせまして調査をお願いしておきたいと思っております。

それから文部省の公害対策についてお伺いをするわけでございまして、文部省の補助というものが運輸省や防衛施設庁に比べて悪いわけではございません。その悪いというのは、どういう理由でございましてしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま御指摘の点は補助率のことかと思っておりますが、御承知のとおり、防

衛庁は、基地関係の騒音の対策につきまして措置を講じておるわけでございまして、防衛施設周辺の整備等に関する法律というのがございます。補助率が地方団体の財政力にもよりましますけれども十分の十から十分の七・五ということになっております。それから運輸省関係といたしましては、これは羽田、伊丹等の国際空港を中心のようでございますが、公共用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律というものがございまして、補助率が十分の十ということ措置をされておるわけでございまして。これらは、いずれも、何と申しますか、いわばその加害者、原因者による補助と申しますよりは、むしろ補償と言つていいかと思つて、そうした種類のものがございます。したがって、補助率もかなり高額なものになっておるわけでございまして、文部省関係の一般の公害の補助率は、御承知のとおり、四十六年に公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律というものが出来まして、公害対策基本法十九条の規定による公害防止地域で、かつその防止計画に基づいて実施される事業につきましては、小学校が二分の一、中学校が三分の二の国庫補助をするというところがこの法律に基づいて政令で定められておるわけでございまして。実は、この政令は、小学校に対する補助率が三分の一でございまして、当時二分の一というふうな決定されたわけでございまして、今回たまたま御審議をいたしております法改正によりまして小学校の校舎の補助率を三分の一から二分の一に引き上げることが確定いたしますならば、私も、自治省、大蔵省とも折衝いたしまして、これを中学校と同じように三分の二に引き上げるように検討努力をいたしたいというふうな考えでおります。運輸省やあるいは防衛庁の補助率は、全体の公害と申しますか、その扱い方が違うものでございまして、三分の二という補助率ではございまして、そうした方向に努力をいたしたいというふうに考えております。

○萩原幽香子君 たいへん御努力をいただい

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三通)

請願者 愛知県岡崎市元能見町二三五 奥村秀夫外五十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九七〇号 昭和四十七年五月十六日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)

請願者 名古屋市中区和区東園町三四 中島房子外八十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一四〇号 昭和四十七年五月十七日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 茨城県水戸市渡里町二、五〇八ノ一まどか荘内 渡辺和子外五名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一四一号 昭和四十七年五月十七日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中千種区田代町鹿子殿八一ノ一、一〇八 福川朝代外二十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一四二号 昭和四十七年五月十七日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(五通)

請願者 名古屋市中南区観音町二ノ七〇 水谷初治郎外百四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十七年五月十八日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 愛知県豊橋市花田町字築地五〇落合もと子外六十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十七年五月十八日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願

請願者 名古屋市中区東道東町一六三 宮崎はま外十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十七年五月十八日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(十通)

請願者 鳥取市行徳八、三四四 岡本マサ子外二百九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三一二号 昭和四十七年五月十八日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二通)

請願者 東京都東久留米市本町四ノ七ノ三六 中村朋子外十八名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三四〇号 昭和四十七年五月十八日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(四通)

請願者 茨城県西茨城郡友部町大田町 関芳美外百十三名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八七〇号 昭和四十七年五月十二日受理

盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に勤務する教職員の身分確立等に関する請願(二通)

請願者 大阪府旭区大宮二ノ四ノ一九 高藤秀行外百七十八名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一九五七号 昭和四十七年五月十六日受理

盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に勤務する教職員の身分確立等に関する請願

請願者 広島県高田郡向原町 皿田雄三外百十五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一八七八号 昭和四十七年五月十三日受理

小児慢性疾患療育給付全額国庫負担等に関する請願

請願者 東京都東久留米市野火止二ノ一ノ一 一全国病・虚弱養護学校校長会内 芹沢忠外一名

紹介議員 川野辺 静君

一、全国義務教育諸学校在学している者で、小児慢性疾患に悩む者は約四万五千名にも及んでおり、全国の養護学校在学の中には多額の医療費を自己負担し、長年経済的にも精神的にも大きな重荷を背負っている。これら経済的理由のため十分な療養を続けている不幸な児童・生徒を一日も早く健康な人生を歩ませるため結核疾患同様、療育給付を全額国庫で負担されたい。

二、病・虚弱養護学校新設に関し、一日も早く義務設置の法令を施行して新設を促進し、すでに設置されている養護学校については、新設にみあう国庫補助をつけ整備拡充を図りたい。また、病・虚弱養護学校に専門教員を配置し、床上学習・訪問指導用の教材教具の充実を図りたい。

三、養護学校の多くは、厚生省所管の国立療養所等に併設されているが、学校建築が永久的建築に新・改築される際、改めて国有地を有償で譲渡を受けなければならず、幾多の予算上の困難な問題をはらんでいるので、「無償交付」あるいは「国有財産特別措置法第三条」により、五割減額を適用されたい。

第一九〇〇号 昭和四十七年五月十三日受理

小児慢性疾患療育給付全額国庫負担等に関する請願

請願者 東京都東久留米市野火止二ノ一ノ一 一全国病・虚弱養護学校PTA 連合会内 宮下広司

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一八七八号と同じである。

第一八七九号 昭和四十七年五月十三日受理

公立学校に勤務する女子学校事務職員の出産に際しての補助職員の確保に関する請願

請願者 北海道旭川市東光八条四丁目 大塚敏雄外二百九十六名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八号 昭和四十七年五月十三日受理
公立学校に勤務する女子学校事務職員の出産に際しての補助職員の確保に関する請願

請願者 長崎県南高来郡有明町大三東 小森信子外二百六十五名

紹介議員 初村龍一郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九五八号 昭和四十七年五月十六日受理
公立学校に勤務する女子学校事務職員の出産に際しての補助職員の確保に関する請願

請願者 高知県本佐清水市小江町二ノ一 二久松繁子外二百九十二名

紹介議員 濱田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第二〇四九号 昭和四十七年五月十六日受理
公立学校に勤務する女子学校事務職員の出産に際しての補助職員の確保に関する請願

請願者 千葉県館山市北条二、一〇一 小柴喜代子外九百三名

紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第二三四一号 昭和四十七年五月十八日受理
公立学校に勤務する女子学校事務職員の出産に際しての補助職員の確保に関する請願(四通)

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町清水町 原田正子外千三百三十一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八九号 昭和四十七年五月十三日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 新潟県白根市白根二、七三一 河野とも子外九百九十九名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第一九三八号 昭和四十七年五月十五日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 宮城県伊具郡丸森町字日照田三 三 穴戸好光外九百九十九名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第二〇二八号 昭和四十七年五月十六日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府高槻市赤大路町三四ノ一 四 遠山俊明外四百八十五名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第二一〇七号 昭和四十七年五月十七日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 大阪府東大阪市御厨北ノ町七七ノ一 稲葉武司外二千七十八名

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十七年五月十八日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(七通)

請願者 京都市中京区西ノ京伯楽町七 桂伸子外四千八百六十一名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第二三三九号 昭和四十七年五月十八日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市白石町中央四五 松本茂外五十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第二三五二号 昭和四十七年五月十八日受理
私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 京都市左京区浄土寺石橋町七四 品川京子外五百二十六名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第一九一六号 昭和四十七年五月十五日受理
学校体育施設(砂場)の整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町宮田四、八九 九 吉本経吉

紹介議員 安永 英雄君
学校体育施設(砂場)の整備を促進するよう、左記事項の実現を図りたい。

一、学校種別、規模別に砂場の設置基準を設定し、各学校運動場に砂場の設置及び整備を推進すること。

二、公立義務教育諸学校における運動場の砂場の建設費に対して国庫補助のみを講ずること。

とくに、過疎地域(離島、へき地、産炭地等)については、当該市町村財政の窮迫の現状にかんがみ、高率な助成措置を講ずること。

理由
一、砂場は、幼、小、中、高、大の各種学校はもとより、一般国民の使用する競技場、運動場内の固定施設として、体育の実施上欠くことのできない重要な施設の一つであるが、現状はきわめて不十分な状態である。すくなくとも面積九十平方メートル、砂の深さ四十センチないし五十センチを最低基準とする砂場を、一校二面あって設置する必要がある。

二、砂場の建設費は、一件あたり四十六万円程度で、プール等にくらべてわずかの経費ではあるが、一校に二面ずつ、市町村内の全学校に砂場を設置するためには、きわめて多額の経費を当該市町村は負担しなければならないことになり、国の援助がなければ市町村独自ではとうてい

いなし得ない。

第一九四二号 昭和四十七年五月十六日受理
学校体育施設(砂場)の整備に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町西区 小林利雄

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一九一六号と同じである。

第一九七一号 昭和四十七年五月十六日受理
学校体育施設(砂場)の整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町東区 安永強

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九一六号と同じである。

第二一八三号 昭和四十七年五月十七日受理
学校体育施設(砂場)の整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町西区 安永操

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第一九一六号と同じである。

第二一七三号 昭和四十七年五月十七日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願

請願者 横浜市中区金沢区寺前町九六 石井欣之助外二千四百六十九名

紹介議員 川村 清一君
過密化に伴う校舎建設を促進させるため、左記事項の実現を図りたい。

一、過密地域の校舎建設費の国庫負担率を三分の二に引き上げること。

二、過密地域の学校用地取得に対する国庫補助制度を設けること。

第二一七四号 昭和四十七年五月十七日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願

請願者 横浜市中区七島町一三一 長沼喜和外二千七百三名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二一八四号 昭和四十七年五月十七日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町三八九 大山

紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二一八五号 昭和四十七年五月十七日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市港北区小机町一七八拓銀ア
パート一〇四号 岩尾英一外二千
五百四十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二一九八号 昭和四十七年五月十七日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町二、四三〇
三富信子外二千四百九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二〇三号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市旭区万騎が原六三 小柴邦
弘外二千七百九十九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願(二通)
請願者 横浜市区南浅間町一ノ八 村
山夏雄外五千六百七十名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願(一通)
請願者 横浜市区喜都町一〇四新堀方
山口敏子外四千二百十名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二〇六号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区南大岡町一ノ六〇ノ三
西川幸子外二千二百三十九名

紹介議員 松永 忠三君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願(二通)
請願者 横浜市区南区日野町二、〇〇八
後藤宣政外五千五百十二名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二六五号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区左近山団地三ノ二三ノ
一〇一 在塚啓佑外二千四百二十
九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二六六号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願(二通)
請願者 横浜市区浅間町五ノ三二八ノ
一 石黒吉夫外四千六百十名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二六七号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区金沢区富岡町二、六八五
阪元義立外二万三千九百三名

第二二六八号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願(二通)
請願者 横浜市区神奈川区神大寺町六〇七
杉山正昭外五千九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二六九号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区金谷八〇一ノ八五
遠藤松枝外二千二百七十九名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区鶴見区市場西中町七ノ二
九 伊藤貞雄外二千二百十五名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二七一号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区保土ヶ谷区神戸町一五 小
林八郎外二千六百二十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二二七八号 昭和四十七年五月十八日受理
過密化に伴う校舎建設促進に関する請願
請願者 横浜市区保土ヶ谷区峰岡町一ノ四
八 石井哲男外二千三百十名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二一七三号と同じである。

第二三〇六号 昭和四十七年五月十八日受理
学校教育法等の一部を改正する法律案の成立促進
に関する請願(八十五通)

請願者 佐賀市西与賀町大字厘外一、一二
九ノ一六 夏秋八重子外八十四名

紹介議員 石本 茂君
各種学校の教育内容を充実強化することは、各教
育関係者の念願である。とくに保健婦、助産婦、
看護婦を養成する教育内容の充実が現下の緊急事
であるから、これが実現を図るようかねて検討中
の学校教育法等の一部改正案を今国会においてせ
ひとも成立せしめられたい。(資料添付)